加齢性難聴者に対する補聴器購入を支援する制度の創設を求める意見書

加齢に伴う難聴は、誰にでも起こりうるものであり、65歳から74歳では3人に1人、75歳以上では約半数が難聴に悩んでいると言われている。

近年、難聴により、音の刺激や脳に伝えられる情報量が少なくなることで、脳の萎縮や神経細胞の弱まりが進み、それが認知症の発症に大きく影響することが明らかになってきた。また、難聴のためコミュニケーションが上手くいかなくなると、人との会話を避けるようになり、次第に抑うつ状態に陥ったり、社会的に孤立してしまう危険もある。

補聴器をつけ、「よい聞こえ」を維持していれば脳が活性化し、家族や友人とのコミュニケーションを楽しむことで、認知症の予防につながる可能性が高い。

しかし、補聴器は高額で、保険が適用されないため、購入者の重い負担となっている。国は、補装具費支給制度により、補聴器の購入に要した費用を一部支給しているが、制度の対象は、身体障害者手帳の交付対象となる重度・高度難聴の場合のみとなっている。

よって、国におかれては、高齢になっても生活の質を落とさず、心身共に健やかに過ごすことができるよう、高齢化の進展に伴い増加が予想される加齢性難聴者に対する補聴器購入を支援する制度を創設するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成31年3月15日

衆議院議長 大島 理森 様 参議院議長 伊達 忠一 様 内閣総理大臣 安倍 晋三 様 総務大臣 石田 真敏 様 財務大臣 麻生 太郎 様 厚生労働大臣 根本 匠 様 内閣官房長官 菅 義偉 様